

社会福祉法人鵜川慶寿会  
役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

社会福祉法人 鵜川慶寿会

## 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鶴川慶寿会の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等)

第2条 役員等に対し、勤務形態に応じて、次のとおり支給する。

(1) 理事長については、次の表に定める額を支給する。ただし、月の途中における就任、退任又は解職の場合の報酬額については、日割りによって計算する。

区分	報酬の額
理事長	月額100,000円

ア 理事長は、その職務の遂行のため1週間に2日以上、法人本部又は施設に赴き、法人並びに施設の運営状況の把握及び決裁等を行うこととする。

イ 理事長は、日常の業務として理事会が定めるものについて専決し、これを理事会に報告しなければならない。

ウ 理事長は、定款、細則及び規程等に定められた会議及び委員会等に出席し、提案内容について説明しなければならない。

(2) 施設長等職員給与の支給を受けている理事に対しては、報酬を支給しない。

(3) 非常勤役員等に対する報酬は、次の表に定める報酬額を支給する。

区分	報酬の額	支給要件
評議員	日額 5,000円	定款第8条に定める各年度の総額を超えない範囲で、評議員会への出席、法人業務のために出勤又は出張した場合の1日当たりの額
理事	日額 5,000円	各年度の総額250,000円を超えない範囲内で、理事会等会議への出席、法人業務のために出勤又は出張した場合の1日当たりの額
監事	日額 5,000円	各年度の総額140,000円を超えない範囲内で、監事監査業務、理事会等会議への出席。法人業務のために出勤又は出張した場合の1日当たりの額。

2 役員等が職務（研修、視察、会議及び陳情等）のため町外へ出張する場合は、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊費）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第3条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定

める時期とする。

(1) 理事長の報酬については、毎月末日振込により支給する。

(2) 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。

2 役員等が同一日に、複数の職務又は業務に従事する場合の報酬は、重複して支給することができない。

(公表)

第4条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成11年7月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年11月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年6月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年1月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年12月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年6月8日から施行する。